南島原市ニュース

令和4年2月15日

タイトル	営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金関連予算を追加しました

　本県へのまん延防止等重点措置の適用期間が３月６日（日）まで延長されたことにより、営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金を追加した総額１億３，５６０万４千円の補正予算を、２月１０日付け専決処分しました。

　補正予算の内容は、次のとおりです。

　営業時間時短要請協力金
　　要請期間：令和４年２月１４日（月）～３月６日（日）
　　要請内容：飲食店等の営業時間を午後８時までに短縮。
　　　　　　　酒類の提供を終日自粛。
　　協力金：要請期間中のすべての日において、時短要請に協力した店舗を対象に協力金を支給。
　　支給額：売上高に応じて１日３万円～１０万円

　詳細は、令和３年度南島原市補正予算（第１５号）の概要をご覧ください。

担当部署	総務部　財政課	担当者	米田　伸也
直　通	0957-73-6625	E mail	zaisei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは☞		検索ワード	
担当者連絡先			

◎令和３年度南島原市一般会計補正予算（第１５号）の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県が令和４年２月１０日付け、まん延防止等重点措置を適用する期間を３月６日（日）まで延長したことに伴う新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業に必要な経費を計上いたしました。

①新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の
支給に要する経費

１億３，５６０万４千円

その結果、令和３年度第１５号補正予算の総額は、

一般会計　　１億３，５６０万４千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計　　３８３億９，２９３万１千円

となります。

新型コロナウイルス感染症対策関連経費

一般会計　　単位：千円

区分	件数	予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
時短協力金	1	135,604	9,771	119,318			6,515
合　計	1	135,604	9,771	119,318	0	0	6,515

◆事業継続支援に要する経費　　１３５，６０４千円

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金　　133,980 千円

事務費　　1,624 千円

〈対象施設〉
食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店等で、以下の要件を満たすもの
（要件）・営業時間短縮要請日以前から対象店舗を運営
・通常から２０時を超えて営業

〈要請期間〉
２月１４日（月）～３月６日（日）　２１日間

〈要請内容〉
・飲食店等の営業時間を２０時までに短縮
・飲食店等の酒類提供の終日自粛

〈支給額〉
中小企業：売上高に応じて１日３万円～１０万円
大企業　：売上高減少率額に応じて１日最大２０万円
（中小企業も選択可能）